

告示第118号
要綱第46号

須恵町物価高騰支援電子商品券事業実施要綱

令和8年1月14日
須恵町長 平松秀一

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー及び食料品価格の物価高騰により影響を受けている町民の消費に与える影響を緩和するとともに、町内における消費を目的とした須恵町物価高騰支援電子商品券（以下「商品券」という）の発行事業について、必要な事項を定める。

(支給対象者)

第2条 商品券は、次に掲げる者に支給する。

- (1) 令和8年1月5日において、須恵町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) その他町長が必要と認める者

(商品券)

第3条 商品券の仕様については、次に掲げる各号に定めるところによる。

- (1) 商品券は二次元コードを印字し、店舗において読み込み支払いが可能なカードサイズのものとし、1枚当たりの額面は5,000円とする。
- (2) 商品券は前条に該当する者につき、1枚を支給するものとする。

(使用範囲等)

第4条 商品券の使用範囲は、次に掲げる各号に定めるところによる。

- (1) 商品券は、町に取扱加盟店登録を行った取扱加盟店との間における特定取引（商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。以下同じ。）においてのみ使用することができるものとする。
- (2) 商品券の使用期間は、令和8年3月支給日から令和8年5月31日までとする。
- (3) 商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができないものとする。
- (4) 商品券は、支給された者又はその代理人若しくは使者に限り使用することができるものとする。
- (5) 商品券は、次に掲げる物品の購入及び役務の提供を受けるために使用することはできないものとする。
 - ア 不動産又は金融商品
 - イ たばこ、電子たばこ、加熱式たばこ及びそれらを使用するための機器

- ウ 商品券又はプリペイドカード
 - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - オ 国税及び地方税並びに使用料その他の公租公課
 - カ 出資及び債務
 - キ その他町長が適当でないと認めたもの
- (6) 商品券の再支給は行わない。ただし、町長が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

(支給方法)

第5条 商品券は、支給対象者に配達にて支給することとし、確実に支給されたことが分かる手法を用いて配達することとする。

2 前項の手法により支給できなかった世帯については、町長が別に定める手法により支給することとする。

(商品券等の返還)

第6条 商品券を受け取った者が次の各号のいずれかに該当した場合は、直ちに商品券を返還しなければならない。

(1) 当該者が死亡したとき。

(2) 当該者が基準日に遡って住民票を除票となったとき。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、商品券の返還及び商品券を使用した金額の一部について返金を求めることができるものとする。

(1) 前項の各号に該当したとき。

(2) 商品券を不当に取得したとき。

(3) その他町長が当該事業の対象として不適と認めたとき。

(取扱加盟店の登録等)

第7条 町長は、別に作成する募集要項を公示して取扱加盟店を募集し、応募した事業者を登録の上、当該取扱加盟店に取扱加盟店登録証明書を交付するものとする。

(取扱加盟店の責務)

第8条 取扱加盟店は、前項の募集要項に定める事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 特定取引において商品券の利用を拒まないこと。

(2) 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。

(3) 町と適切な連携体制を構築すること。

2 町長は、取扱加盟店が前項の募集要項に反する行為を行ったときは、当該取扱加盟店の登録を取り消すことができ、必要に応じて当該事業に不適と認められる金額の全部又は一部を取扱加盟店から返還させることができる。

(換金手続き)

第9条 換金手続きに関しては別に定めるものとする。

(商品券に関する周知等)

第10条 町長は、商品券事業の実施に当たり、支給対象者の要件、使用可能期間、

取扱加盟店等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、須恵町物価高騰支援電子商品券事業の実施のために必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。